

「レンタサイクル・エコ観光促進事業」

利用規約

この利用規約は、レンタサイクル・エコ観光促進事業のご利用者（以下「利用者」）が貸出自転車を利用して頂く際に遵守して頂く事項について規定しています。

1 利用方法

利用する時には、事前に利用規約をお読み頂き同意頂く事が前提となります。

利用者本人より利用前日の19:00までに当社へ連絡を頂き、ご利用内容をご予約下さい
(利用月日、貸出返却時間、台数、

貸出返却場所/北上駅東口自転車駐車場 または 駅前自転車駐車場)

お渡し日当日は、運転免許証や学生証などの身分証明書をご持参頂き、レンタサイクル申込書に必要事項をご記入頂きます。

本人確認や不備がないかを確認した後、係員がレンタサイクルをお渡しします。

自転車は、あらかじめ点検調整を行っておりますが、ご利用になる前には必ずブレーキやハンドル・タイヤ等に不具合がないかを確認して下さい。

2 利用料金

無料です

3 貸出期間

平成24年度 8月1日 ～ 11月30日

平成25年度以降 4月1日 ～ 11月30日

4 貸出時間

9:00 ～ 17:00 (貸出は15:00まで)

5 利用条件

北上市を訪れた観光客の方で、本同意書に同意を頂ける方。

貸出・返却ともに営業時間に行い、同一場所に返却して下さい。

貸出・返却は一日毎で、原則として翌日以降の返却はできません。

6 対象年齢

中学生以上であればご利用できます。但し中学生のご利用は保護者同伴の場合に限ります。

7 自転車の故障について

利用中に自転車が故障した場合は、そのまま貸出場所へ持ち込んで下さい。

貸出場所までの持ち込みが困難な場合は当社(0197-65-7211)までご連絡下さい。

利用者の意図的な行為に起因する自転車の故障については、利用者の費用負担で修理して頂きます

自転車の故障によって利用者その他第三者に損害が発生したとしても、当社に起因する場合を除いては一切責任を負いません。

8 自転車の盗難・紛失について

利用期間中に自転車の盗難・紛失等に遭遇した場合は、速やかに当社まで連絡して下さい。さらに利用者による重大な過失が認められた場合は、損害を賠償して頂く場合があります。

9 事故について

利用中に遭遇された、第三者による事故・盗難等により利用者に損害等が発生した場合において、当社は一切の責任を負いません。

利用者が利用中に事故にあった場合は、速やかに警察署に届ける等の法令で定められた処置をとると共に、当社に事故発生の日時・場所・原因・事故の状況等を報告して下さい。

事故についての示談等が必要な場合には、自らの責任において行って下さい。前項に関わらず、当社が第三者にやむなく損害賠償を支払った場合を含め、当社が被害を被った場合には、利用者にその損害賠償を請求することがあります。

10 自転車や鍵の紛失・破損について

自転車の鍵を紛失・破損された場合は、交換料として500円を徴収させていただきます。

施錠での駐輪等で利用者の過失による自転車の盗難・紛失等に遭遇した場合には、損害を賠償して頂く場合があります。

11 禁止事項

利用者は、以下の行為をしないで下さい。

飲酒、無謀乗車、携帯電話の利用や傘をさしながらの乗車、その他交通法規に違反する行為。
危険箇所、不適切な場所での利用。

自転車放置禁止区域及び歩行者や自動車の交通障害となるような道路での駐輪。

パンクなどの故障発生時に運転を継続すること。

自転車を利用申込者以外の第三者に利用させること。

12 利用の取り消し

利用者が利用規約に違反した場合は、貸出期間中であっても利用を取消し、自転車を速やかに返還して頂きます。

また、利用規約の違反により当社もしくは第三者が被害を被った場合には、利用者にその損害賠償を請求することがあります。

『平成24年8月1日制定』

お問い合わせ先

「レンタサイクル・エコ観光促進事業」窓口

《指定管理者》株式会社 N・S A S

電話：0197-65-7211（代表）

E-mail info@nanko-sp.com